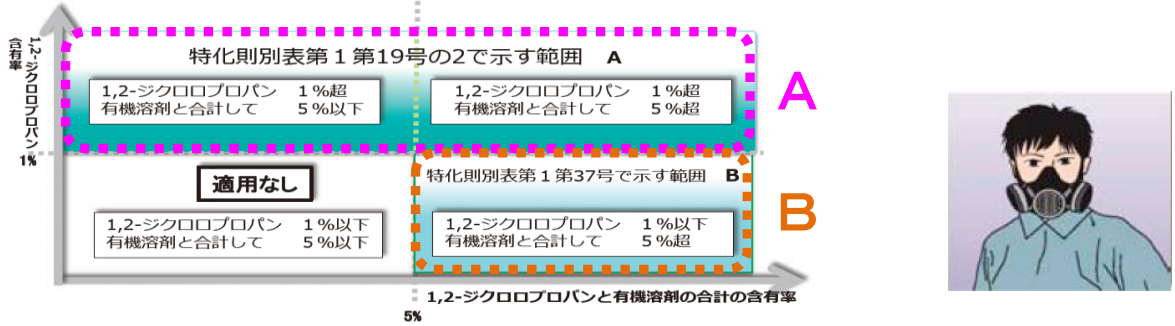


1, 2-ジクロロプロパンについて、健康障害防止措置が義務付けられました

1, 2-ジクロロプロパンについて、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則が改正されました。

- 《規制対象の範囲》
- ・ 規制の対象となる業務は、1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジクロロプロパン含有物を用いて行う洗浄、払拭業務で、屋内作業場などにおいて行うもの
 - ・ 対象となる1, 2-ジクロロプロパン含有物は以下の図のA、Bの部分



条 文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超えない物
57	表示(1,2-ジクロロプロパンを0.1%以上含有する場合)	●	●
57の2	文書の交付(同上)	●	●
98	計測の届出	●	●
2	適用除外(業務)	●	●
2の2	適用除外(業務)	●	●
12の2	ばら等の処理	●	●
22,22の2	設備の改善等	●	●
24	立入禁止措置	●	●
25	容器等	●	●
27(28)	作業主任者の選任	●	●
36	作業環境の測定(1,2-ジクロロプロパン)	●	●
36の2	測定結果の評価	●	●
36の3, 36の4	管理措置	●	●
37	評価の結果に基づく措置	●	●
38	洗浄設備	●	●
38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	●
38の3	指示	●	●
38の4	作業の記録	●	●
38の8	特別規定	●	●
39~40の3	健康診断(1,2-ジクロロプロパン)	●	●
41	健康診断結果の報告	●	●
42	緊急時	●	●
43~45	呼吸用保護具等の備え付け	●	●
53	記録の保存(作業場停止時)	●	●

条 文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超えない物
1	定義	●	●
2~4	適用除外(許容濃度)	●	●
5	第1種、第2種有機溶剤に係る措置	●	●
6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●	●
7~13	適用除外(無揮発性・揮発・短時間・投量制限等)	●	●
14~16の3	基準等の性能要件等	●	●
20~23	定期自主検査、点検、撮影	●	●
24	標示	●	●
25	区分の表示	●	●
26	タンク内作業	●	●
27	事故時の措置等	●	●
28	作業環境の測定(有機溶剤含有物)	●	●
28の1, 28の2	測定結果の評価	●	●
29~30	評価の結果に基づく措置	●	●
30の3	健康診断(有機溶剤含有物)	●	●
31	健康診断結果の報告	●	●
32~34	健康診断の特別措置(有機溶剤含有物)	●	●
35	健康診断結果の報告	●	●

*1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

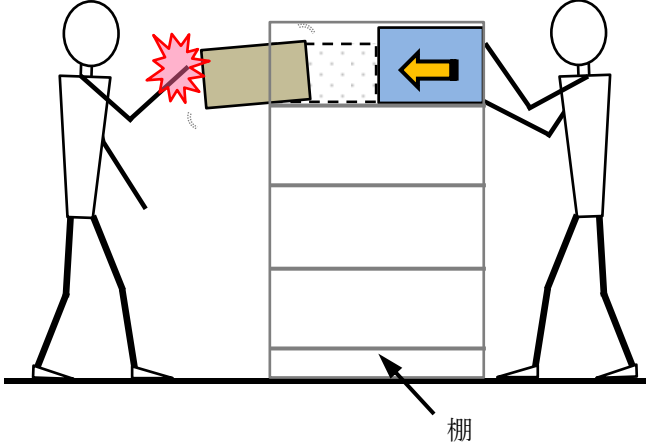
この件に関するパンフレットを厚生労働省のホームページ(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130909K0041.pdf>)からダウンロードできます

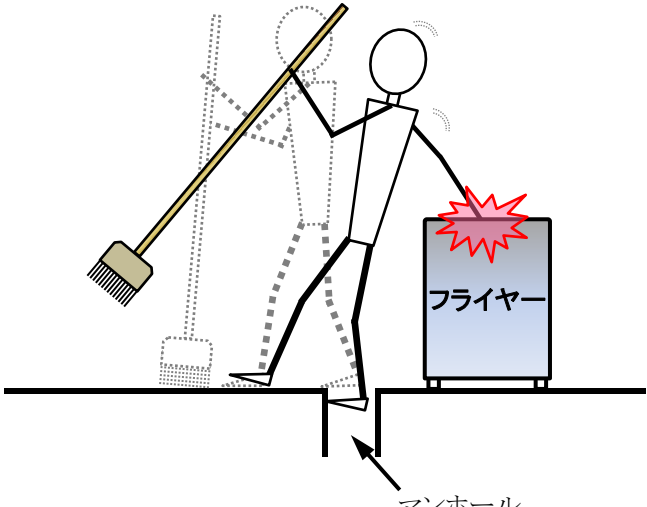
平成25年における主要な業種別労働災害発生状況(8月末現在)

業種別	平成25年(速報値)	前年同時期	増減数	増減率	構成率
全産業	183 (2)	167	16 (2)	9.6%	100.0%
製造業	65 (1)	72	-7 (1)	-9.7%	35.5%
食料品	7	12	-5	-41.7%	3.8%
パルプ等	5	6	-1	-16.7%	2.7%
窯業土石	24 (1)	22	2 (1)	9.1%	13.1%
機械金属等	17	22	-5	-22.7%	9.3%
建設業	33 (1)	21	12 (1)	57.1%	18.0%
土木工事	9	5	4	80.0%	4.9%
建築工事	16 (1)	11	5 (1)	45.5%	8.7%
運送業	11	18	-7	-38.9%	6.0%
陸上貨物	11	16	-5	-31.3%	6.0%
商業等	67	50	17	34.0%	36.6%
小売業	15	9	6	66.7%	8.2%
社会福祉	7	6	1	16.7%	3.8%
ゴルフ場	14	13	1	7.7%	7.7%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の死傷災害を集計したものです。
 ※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		棚から落下しそうになった商品を支え、手を負傷する									
業種	倉庫業	職種	仕分作業員	年齢	20代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	5カ月
発生状況	商品を棚へ仕分けして納める作業中、最上段の棚にあった商品が、棚の反対側から他の作業者が中箱を棚に押し込んだ時に商品が押されて棚から落ちそうになったため、とっさに手で支えた時に痛めた。										
	事故の型		落下、飛来			起因物		荷姿の物			
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・他の作業者が棚の状況を確認せず、中箱を押し込んだこと。 ・商品が落下する際に不用意に支えたこと。 										
											
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・棚から容易に商品が落下しないような構造にするよう検討を行う。 ・棚に商品等を入れる際に棚の中を確認することを徹底する。 ・安全に作業を行えるよう作業手順書を見直し、関係者に周知徹底する ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。 										

災害発生概要		清掃作業中に手を火傷する									
業種	小売業	職種	アルバイト	年齢	10代	性別	女	災害程度	休業見込み 4カ月	経験	4カ月
発生状況	店舗内調理場の清掃作業中、他の労働者が蓋を開け放置していたマンホールに気が付かず、マンホールに足が落ち込み、転倒しそうになり、手をついた場所に加熱された油が入ったフライヤーがあったため、高温の油と接触し、手を火傷した。										
	事故の型		高温・低温の物との接触			起因物		その他の材料			
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールが蓋を開けたままで放置されていたこと。 ・フライヤーが油を加熱している状態で放置されていたこと。 										
											
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、マンホールの蓋を開けた放置しない。やむを得ずマンホールの蓋を開けた状態で放置する必要がある場合は、注意喚起の表示を設ける等、マンホールに落ちない措置を講ずること。 ・フライヤーで油を加熱している時に他の労働者が近接して作業を行うときは監視者を配置する等、高温の油と接触しない措置を講ずること。 ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。 										